

授業科目名	知的財産権法Ⅲ	※選 択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	特許法の基礎的理解	担当者	花村 征志			
講義概要	<p>【概要】</p> <p>知的財産権の意義が認識され、国家戦略の一つとして重視されるに伴い、知的財産権[法]の理解は、社会において必要なものになってきました。</p> <p>この授業では、そのように認識され、重視されるに至った背景事情等を説明し、知的財産のひとつであるアイデアを保護する制度、特許法の基礎的事項について講義します。</p> <p>【到達目標】</p> <p>特許法の基礎的事項だけでなく、知的財産権法全体の概要、さらには、この講義を通じて、民法（契約法、不法行為法）や行政法、民事訴訟法の基礎的事項を再確認することが目標です。</p>					
履修条件	特に設けません。ただ、知的財産権法Ⅰ、ⅡやⅣについて、履修することは必須ではありませんが、知的財産権法の全体を理解するために履修又は聴講を強く勧めます。					
教科書・参考書	<p>【教科書】</p> <p>特に指定しません。</p> <p>【参考書】</p> <p>紋谷暢男『無体財産権法概論』(有斐閣)、角田・辰巳『知的財産法』(有斐閣)</p>					
授業回数	内容					
1	ガイダンス、知的財産権とは何か、知的財産権の現代的意義（１）					
2	知的財産権の現代的意義（２）					
3	特許権発生手続きの概要（１）					
4	特許権発生手続きの概要（２）					
5	特許を受けることができる者					
6	職務発明					
7	発明とは何か、特許要件					
8	特許権の効力（１）					
9	特許権の効力（２）					
10	特許権侵害に対する民事的救済、刑事制裁					
11	異議申立と無効審判					
12	審判、審決取消訴訟と侵害訴訟					
13	特許権の国際的保護（１）パリ条約					
14	特許権の国際的保護（２）TRIPs 協定					
15	新たな問題					
評価方法	小テスト(原則として、前週の授業内容について次週に実施)を総合して評価します。なお、授業中の態度等も考慮する場合があります。					
評価基準	上記授業単元の内容について、条文に基づきその意義や要件を理解するとともに、制度趣旨や社会的背景を理解した者を「A」、それに至らないものの概略を理解した者を程度に応じて「B」又は「C」、単元の内容の理解が不十分な者又は理解できていない者を「D」又は「E」とする。					
その他	※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目					